

北海道新幹線旭川延伸促進期成会会則

(名称)

第1条 本会は、北海道新幹線旭川延伸促進期成会と称する。

(目的)

第2条 本会は、北海道新幹線の新函館北斗・札幌間の早期開業及び札幌・旭川間の整備計画への格上げ、早期建設に向け、関係団体と連携して国等への提言を行い、道北地域における産業・経済の振興発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する陳情、請願
- (2) 気運醸成に資する取組
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、本事業に賛同する別紙に定める団体等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

2 本会は、必要がある場合は、会員以外の者から意見等を求めることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 本会設立時に選任された役員任期は、その翌々年の役員改選時までとする。

4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。

5 選任された役員が任期中にその職務を離れたときは、本会役員を退任したものとみなし、その補充については、その職の後任者が本会役員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその

職務を代理する。

3 理事は、本会の重要事項の計画及び執行に関与する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の要請によって会議に出席して意見を述べるほか、重要な事項について会長の諮問に応じる。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回、当該事業年度の開始の日から90日以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。ただし、書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）による開催も認めるものとする。

3 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 役員を選任及び顧問の承認

(4) 要望事項等の決定

(5) 会則の改正

(6) その他、会長が必要と認めた事項

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて開催する。ただし、書面等による開催も認めるものとする。

2 役員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 本会の運営に関する事項

(2) その他、会長が必要と認めた事項

(会議の成立及び議決)

第11条 会議は、会員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、書面等による開催の場合はこの限りではない。

2 総会を欠席する意向のある者は、議案の議決に係る意思を会長又は他の会員に委任することができる。

3 委任状の提出があった場合は、その者を出席人員に含めるものとする。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、書面等による表決の場合は、全会員数の過半数の同意を必要とする。

(幹事会)

第12条 本会の事務を円滑に処理するため、本会を構成する市町村の課長職により構成する幹事会を設ける。

(事務局)

第13条 事務局を旭川市及び旭川商工会議所に置き、旭川市を代表事務局とする。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、必要に応じて構成団体から負担金を徴収する。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 4月1日以降、総会において事業計画及び収支予算を議決するまでの間における会務については、本会の目的に反しない限り、執行できるものとする。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年3月29日から施行する。

北海道新幹線旭川延伸促進期成会 構成団体名簿

(50団体)

旭川市
旭川商工会議所
あさひかわ商工会
士別市
士別商工会議所
朝日商工会
名寄市
名寄商工会議所
風連商工会
富良野市
富良野商工会議所
山部商工会
鷹栖町
鷹栖町商工会
東神楽町
東神楽町商工会
当麻町
当麻町商工会
比布町
比布商工会
愛別町
愛別商工会
上川町
上川町商工会
東川町
東川町商工会

美瑛町
美瑛町商工会
上富良野町
上富良野町商工会
中富良野町
中富良野町商工会
南富良野町
南富良野町商工会
占冠村
占冠村商工会
和寒町
和寒町商工会
剣淵町
剣淵商工会
下川町
下川町商工会
美深町
美深町商工会
音威子府村
音威子府村商工会
中川町
中川町商工会
幌加内町
幌加内町商工会